

旅館業法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

「旅館業法施行細則」(昭和 33 年神奈川県規則第 1 号。以下「細則」という。)
第 5 条第 2 項に規定する水質基準については、厚生労働省が発出した「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知)の別添 1「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を参考として規定しているが、当該指針の一部が改正されたため、細則第 5 条第 2 項に規定する水質基準を見直す必要が生じたことから、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第 5 条第 2 項に規定する水質基準の事項において、「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。(第 5 条第 2 項関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日